

錦江町農業委員会 1 2 月定例総会会議録

○ 開催日時 令和 6 年 1 2 月 1 8 日（水） 午後 1 時 3 0 分から

○ 開催場所 本庁 2 階会議室

○ 委員（農業委員 14 人、農地利用最適化推進委員 10 人）

会長	1 番	安水 純一
会長代理	2 番	鳥越 秀一
委員	3 番	宿利原 勝吉
委員	4 番	元丸 敏朗
委員	5 番	宿利原 進
委員	6 番	安田 憲次
委員	7 番	徳永 哲朗
委員	8 番	鍋 康博
委員	9 番	貫見 和洋
委員	1 0 番	畠中 正秋
委員	1 1 番	本釜 好子
委員	1 2 番	寺田 郁哉
委員	1 3 番	毛下 利美
委員	1 4 番	内藺 雄治

農地利用最適化推進委員	内藺 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	笹原 幸子
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	中野 純治
農地利用最適化推進委員	舞原 幸一郎
農地利用最適化推進委員	白桃 勉

○欠席 なし

○事務局職員 事務局長 坂口 美智代

書記 永田 宗成・折久木 まり子・中野 好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第30号 農地法第4条許可申請について

議案第31号 農地法第5条許可申請について

議案第32号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第33号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第34号 農地バンク法に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対す
る農業委員会の意見聴取について

○事務局	お疲れさまです。それではただいまから令和6年12月錦江町農業委員会定例総会を開会いたします。姿勢を正してください。一同礼。農業委員会憲章朗読を5番の宿利原進委員にお願いいたします。
○宿利原進委員	憲章朗読
○事務局	ありがとうございました。それでは会長あいさつです。
○会長	皆さんこんにちは。先の二町研修は大変ご苦労さまでした。その前の二町研修からすると大変多くの方が参加していただき大変うれしく思っているところです。できるのであれば、全員参加のもとにやれたらこれ以上のことはないかなと思っておりますので、次回の研修のときにはどうかよろしくをお願いいたします。今年もあと2週間足らずとなりました。大変お忙しいことと思いますが、また寒さも大変厳しくなっておりますので、体調には十分気をつけてください。明けて1月の定例総会の後には新年会もありますので、全員参加のもとで新年をお祝いできたらと思っております。どうかよろしくをお願いいたします。それでは、ただいまより令和6年12月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。全員出席しておりますので、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせいたします。それでは、錦江町農業委員会規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に8番鍋委員と9番貫見委員を指名しますのでよろしくをお願いいたします。次に会務報告についてを議題といたしますので、事務局の報告をお願いいたします。
○事務局	はい、1ページです。3日、議会初日。4日、議会一般質問。13日、議会最終で本庁議場で開催されました。16日、転用4条と5条の現地調査を大根占地区、川原地区で行っております。本日18日、農業委員会12月定例総会。23日、農用地利用等促進計画の役割分担についての説明会、これをウェブにて本庁で出席いたします。27日、仕事納め式となっております。以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第30号農地法第4条許可申請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、ではすいません3ページをお開きください。受付番号1番です。申請者の方が〇〇さん、辺志切の方です。場所が田代川原字福蔵塚2397番4、地目が台帳、現況とも畑、地積が1,395㎡です。転用の目的は植林ということで、転用理由といたしましては生産性の低い農地のため、杉を植林して山林にということです。次のページからがですね、図面等になっておりまして、4ページが管内図です。真ん中よりやや左側のところがですね申請地というふうになってます。南大隅との境に近いのかなというところなんです。5ページのほうが航空

	写真の図面になっております。ほぼ真ん中ぐらいのところが申請地ですね。見るとおり畑がありますけれども周りは山林が多いかなという状況です。6 ページ 7 ページのほうも地図と図面になっておりますけれども、7 ページのほうはですね地籍図ということで、このように杉のほうを 300 本ほど植えたいということですね今回、転用の申請が上がってきているところです。以上になります。
○会長	受付番号 1 番について舞原推進委員の報告をお願いいたします。
○舞原推進委員	はい、報告いたします。12 月 16 日、事務局 2 名と貫見委員で現地調査を行いました。この農地は、辺志切集落の奥まったところにあつて、周りも杉の山林となっております。隣接する農地もありますが、間を空けて植林したいとのことでしたのでよろしくお願いします。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。議案第 30 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第 30 号については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 31 号農地法第 5 条許可申請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	では 9 ページをお開きください。受付番号 2 番です。申請人の方が〇〇さん、鹿屋市の方と〇〇さん、塩屋の方です。場所が城元字樋渡 153 番、地目が台帳、現況とも田、地積につきましては、1,296 ㎡のうち 499 ㎡です。転用目的につきましては、一般住宅ということです。理由といたしましては、自己の居住用の住宅を建築するということです。次のページからが図面等になっておりまして、10 ページが管内図です。役場の側、塩屋のところになります。11 ページが地籍図ということになっております。この真ん中のところですね、153 とあるところが申請地です。12 ページが航空写真などになります。場所は真ん中より右にちょっと黒いマジックで線が引いてありますけれども、13 ページを見れば分かりますとおりですね、13 ページの地図で言えば、真ん中の上のほうですね、ファミリーマート、ジョイフルの裏と言えいいんでしょうか、後側のところになっております。そして 14、15 ページがですね、分筆する図面になります。14 ページよりか 15 ページが拡大してありますので、15 ページを見ていただければ分かりますとおり、この 3 筆にですね分けると、上、真ん中、下というような形で 3 筆に分けるということです。面積はそれぞれお目通しください。16 ページが建物の図面、配置図等になります。このような形で配置されるということです。説明については以上です。
○会長	はい、次に受付番号 2 番についてを本釜委員の報告をお願いいたします。
○本釜委員	はい。受付番号 2 番、報告いたします。16 日に事務局 2 名と鳥越委員と私

	で現地調査に参りました。〇〇さんはお茶をメインにされております。場所は、先ほど事務局から説明がありましたが、ジョイフル大根占店の駐車場奥の隣で住宅との間にあります。こちらは都市計画用途指定区域で第3種農地です。何ら問題ないと思われますので、審議のほうよろしく願いいたします。以上です。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。お諮りいたします。議案第31号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第31号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。続いて議案第32号旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では18ページをお開きください。受付番号5番です。譲渡人の方が〇〇さん、宿利原の方です。経営規模はお目通しください。場所は神川字琵琶ノ崎5296番。地目が台帳、現況ともに畑、地積が1,792㎡です。譲受人の方が〇〇、神川上です。経営規模はお目通しください。19ページのほうに場所の図面がありますけれども、鹿児島農場の側の畑というふうになっております。以上になります。
○会長	受付番号5番について、徳永委員の報告をお願いいたします。
○徳永委員	はい、報告します。この場所は神川中原線の中央付近の道路沿いです。現地は3年ほど耕作されておりませんで、〇〇のほうからこの場所を借りたいと。自分の土地の続きなので場所がいいから借りたいという、あっせん申出がありまして、賃貸の交渉をしておりました。で、途中から賃貸ではなく売買のほうに話が動きまして、急遽、売買という形になりました。売買金額は〇〇円です。これ、この場所の周囲は全て、何て言いますかね山林、あるいはシキミ畑の非農地的な場所ですので、この場所を購入した後、自分の飼料を植えたいという意向ですので、問題ないと思います。以上です。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。お諮りいたします。議案第32号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第32号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。続いて議案第33号旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますが、ここでお諮りいたします。今回は54筆の審議

	があることから、担当委員の報告は新規のみとしたいと思いますが、異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号 105 番から 158 番について事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では 21 ページをお開きください。受付番号 105 番です。貸し人の方が〇〇さん、青山荘の方です。場所は城元字平田 1181 番 1、地目が田、地積が 975 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方は、〇〇さん、六反田の方です。受付番号 106 番の貸し人の方が〇〇さん、塩屋の方です。場所は馬場字芝山 452 番 1、地目が田、地積が 1,148 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は米 30 kg〇〇俵です。借り人の方が〇〇さん、六反田の方です。受付番号 107、108 番の貸し人の方が〇〇さん、宮脇の方です。場所は 2 筆ありまして城元字集りと馬場字西ノ下です。地番はお目通しください。地目は 2 筆とも田で、地積が合計で 2,047 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は全部で米 30 kg〇〇俵です。借り人の方が〇〇さん、六反田の方です。受付番号 109 番の貸し人の方が〇〇さん、大原の方です。場所は田代川原字猪鹿倉 6529 番、地目が田、地積が 797 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 16 年 12 月 14 日までです。小作料は米〇〇俵です。借り人の方が〇〇さん、猪鹿倉の方です。受付番号 110 番の貸し人の方が〇〇さん、猪鹿倉の方です。場所は田代川原字上馬渡 6604 番 1、地目が田、地積が 2,412 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 16 年 12 月 14 日までです。小作料が米〇〇俵です。借り人の方が〇〇さん、猪鹿倉の方です。受付番号 111 番の貸し人の方が〇〇さん、霧島市の方です。場所が田代川原字瀬口 4149 番 2、地目が田、地積が 1,717 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 16 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、猪鹿倉の方です。受付番号 112 番、113 番の貸し人の方が〇〇さん、鹿児島市の方です。場所は 2 筆ありましていずれも田代川原字赤石です。地番はお目通しください。地目は 2 筆とも田で、地積が合計で 2,874 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 16 年 12 月 14 日までです。小作料は米〇〇俵です。借り人の方が〇〇さん、池野の方です。受付番号 114 番の貸し人の方が〇〇さん、橋ノ口の方です。場所は神川字寺ノ上 4832 番、地目が畑、地積が 997 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川上の方です。受付番号 115 番の貸し人の方が〇〇さん、東京都の方です。場所が田代麓字拂川 97 番 1、地目が田、地積が 817 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、西中郡の方です。受付番号 116 番の貸し人の方が〇〇さん、福岡県の方です。

場所は田代麓字拂川 94 番、地目が田、地積が 1,143 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 11 年 12 月 14 日までで、小作料が米〇〇kg です。借り人の方が〇〇さん、西中郡の方です。受付番号 117 番の貸し人の方が〇〇さん、橋ノ口の方です。場所は田代麓字池増 887 番 2、地目が田、地積が 1,051 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、宮脇の方です。受付番号 118 番の貸し人の方が〇〇さん、橋ノ口の方です。場所は田代麓字前田 881 番 1、地目が田、地積が 747 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、下の方です。受付番号 119 番の貸し人の方が〇〇さん、鹿児島市の方です。場所が田代麓字大根田 30 番 1、地目が田、地積が 2,630 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 16 年 12 月 14 日までです。小作料は 10a 当たり〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、猪鹿倉の方です。受付番号 120 番の貸し人の方が〇〇さん、中村の方です。場所が田代麓字宮ノ前 3010 番 1、地目が田、地積が 1,980 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 16 年 12 月 14 日までです。小作料は水利費ということです。借り人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。受付番号 121 番の貸し人の方が〇〇さん、半下石の方です。場所は馬場字岩迫 5444 番 1、地目が田、地積が 1,673 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 16 年 12 月 14 日までです。小作料は米〇〇俵です。借り人の方が〇〇さん、半下石の方です。受付番号 122、123 番の貸し人の方が〇〇さん、半下石の方です。場所は 2 筆ありまして馬場字殿原と馬場字岩迫です。地番はお目通してください。地目は 2 筆とも畑で、地積が合計で 1,363 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 16 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、半下石の方です。受付番号 124、125 の貸し人の方が〇〇さん、半下石の方です。場所は 2 筆ありまして馬場字岩迫と馬場字半下石です。地番はお目通してください。地目はいずれも畑です。地積が合計で 784 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 16 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、川北の方です。受付番号 126 番の貸し人の方が〇〇さん、半下石の方です。場所は馬場字岩下 5331 番 1、地目が田、地積が 1,274 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 16 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、川北の方です。受付番号 127、128 番の貸し人の方が〇〇さん、半下石の方です。場所は 2 筆ありましていずれも馬場字岩迫です。地番はお目通してください。地目は 2 筆とも田で、地積が合計で 1,446 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は合計で〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、半下石の方です。受付番号 129、130 番の貸し人の方が〇〇さん、寺前の方です。場所は 2 筆ありましていずれも馬場字寺前ノ上です。地番はお目通してください。地目は 2 筆とも田で、地積が合計で 3,142 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 16 年 12

月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、寺前の方です。受付番号 131 番の貸し人の方が〇〇さん、寺前の方です。場所が馬場字山之口ノ上 2169 番、地目が田、地積が 3,018 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 16 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、寺前の方です。受付番号 132 から 135 番の貸し人の方が〇〇さん、霧島市の方です。場所は 4 筆ありまして馬場字地荒神下が 3 筆と馬場字山之口出口が 1 筆です。地番はお目通してください。地目はいずれも田です。地積が合計で 6,922 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は全部で〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、南大隅町の方です。受付番号 136 番の貸し人の方が〇〇さん、鳥浜の方です。場所は神川字諏訪ノ後 515 番、地目が田、地積が 1,117 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 12 年 12 月 14 日までです。小作料は米〇〇kgです。借り人の方が〇〇さん、神川城の方です。ページめくりまして、受付番号 137 番の貸し人の方が〇〇さん、神川中の方です。場所は神川字西上ノ迫 1253 番 1、地目が畑、地積が 2,989 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 12 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川城の方です。受付番号 138 番の貸し人の方が〇〇さん、木原の方です。場所が神川字諏訪ノ後 525 番、地目が田、地積が 1,048 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 12 年 12 月 14 日までです。小作料は米〇〇kgと水利費です。借り人の方が〇〇さん、鳥浜の方です。受付番号 139 番の貸し人の方が〇〇さん、宮脇の方です。場所が馬場字西ノ下 843 番 1、地目が田、地積が 1,530 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 16 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、麓の方です。受付番号 140 番の貸し人の方が〇〇さん、橋ノ口の方です。場所は神川字曲迫 4923 番 1、地目が畑、地積が 1,992 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、皆倉の方です。受付番号 141、142 の貸し人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。場所は 2 筆ありましていずれも田代麓字上川原迫です。地番はお目通してください。地目は 2 筆とも畑で、地積が合計で 4,021 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 16 年 12 月 14 日までです。小作料は合計で〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、六反田の方です。受付番号 143 番から 147 番の貸し人の方が〇〇さん、長崎県の方です。場所は 5 筆ありまして田代麓字出口に 1 筆、田代麓字坂元に 4 筆です。地番はお目通してください。地目は 5 筆とも田で、地積が合計で 4,072 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 16 年 12 月 14 日までです。小作料は 10a 当たり〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、六反田の方です。受付番号 148 番の貸し人の方が〇〇さん、東串良町の方です。場所は田代麓字上川原迫 1318 番 1、地目が畑、地積が 979 m²です。期間が令和 6 年 12 月 19 日から令和 16 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、六反田の方です。受付番号 149、150

	番の貸し人の方が〇〇さん、鶴園の方です。場所は2筆ありまして田代川原字平原と田代川原字長尾に1筆ずつです。地番はお目通してください。地目は2筆とも畑で、地積が合計で4,092㎡です。期間が令和6年12月19日から令和16年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、鶴園の方です。受付番号151、152の貸し人の方が〇〇さん、鶴園の方です。場所は2筆ありまして田代川原字濱弓場と田代川原字新村に1筆ずつです。地番はお目通してください。地目は2筆とも田で、地積が3,299㎡です。期間が令和6年12月19日から令和16年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、鶴園の方です。受付番号153番から157番の貸し人の方が〇〇さん、鳥淵の方です。場所は5筆ありまして田代川原字白桃に1筆と田代川原字鳥淵に2筆と田代川原字鳥淵下原に2筆です。地番はお目通してください。地目はいずれも畑で、地積が合計で5,639㎡です。期間が令和6年12月19日から令和16年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。受付番号158番の貸し人の方が〇〇さん、鹿児島市の方です。場所が田代川原字白桃3896番1、地目が畑、地積が2,288㎡です。期間が令和6年12月19日から令和16年12月14日までです。小作料は10a当たり〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、猪鹿倉の方です。別紙のほうですね、A4の横の用紙で借り人の方の経営情報などがありますので、そちらのほうも参考にお目通してください。以上です。
○会長	事務局からの説明がありましたが、ここで114番について徳永委員の報告をお願いいたします。
○徳永委員	はい、報告します。この畑はですね、耕作していた方が、高齢のため耕作できないという申出がありまして、急遽代わりの方を探した場所です。借り人の〇〇さんは、家族4人で露地野菜を耕作されておりまして、自分の土地はもちろん借りている耕作地もよく手入れをされている方です。問題はないと思います。よろしくお願いします。
○会長	次に121番と126番から128番までについて畠中委員の報告をお願いいたします。
○鍋委員	すいません。
○会長	ごめんなさい、118番から120番について鍋委員の報告をお願いいたします。すいませんでした。
○鍋委員	それでは、説明をいたします。118番の借り人の〇〇さんは、畜産農家の若手で奥さんや両親とともに日々頑張っておられ、品評会等にも積極的に出品をされ結果を出しておられます。119番の〇〇さんも畜産農家の方で、50頭規模の経営をなされており、今月のJA発行の機関紙の表紙にも紹介されておられますように、田代地区の畜産業界を支えておられるお1人です。お2人とも圃場等もしっかり管理をされておられ、錦江町の定める要件をクリアされておられるため問題はないと思います。120番の〇〇さんという方ですが、鹿屋市在

	住ではありますが聞くとところによると生まれ育ち錦江町の方というようなことです。職場が大根占の〇〇さんとのことです。現在、田代地区内にも何筆も借りておられ、どこもきれいに管理されていると聞きますし、私の担当地区にもありまして確認をしております。このことから何ら問題はないと思います。以上で終わります。
○会長	次に 121 番と 126 番から 128 番について畠中委員の報告をお願いいたします。
○畠中委員	報告します。121 番の〇〇さんは会社勤めをしながら、稲作を耕作されております。農地の利用状況も良いです。126 番の〇〇くんはWC S、稲作、シキミ等を耕作し、1 人で頑張っています。農業に対する意欲もあります。127、128 の〇〇さんは〇〇を経営しながら、WC S、稲作、野菜等を耕作され農地の利用状況も良いです。3 人とも問題ないと思います。
○会長	次に 140 番について水流推進委員の報告をお願いいたします。
○水流推進委員	〇〇さんは生産牛を 5 頭ほど買っておりまして、主に飼料作物の作付をしておられます。きれいにされますので、何ら問題はないと思います。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りいたします。議案第 33 号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第 33 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。続いて議案第 34 号農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたしますが、公平な審議を行うため委員の退席を求めなければならない案件もあることから、6 回に分けて審議したいと思います。異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは 1 番から 7 番について事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では 27 ページをお開きください。この案件につきましては、受け手の方が〇〇さん、〇〇、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの 5 人の方が受け手となっております。出し手の方が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの 7 名となっております。場所等に関しましての詳細はお目通ししていただきとしまして、田代麓の田が 3 筆で 6,414 m ² で、田代麓の畑が 1 筆の 716 m ² で、田代麓は合計で 4 筆の 7,130 m ² です。田代川原のほうの田が 1 筆の 907 m ² と田代川原の畑が 2 筆で 13,770 m ² と田代川原のほうの合計で 3 筆の 14,677 m ² です。田のほうの合計が 4 筆の 7,321 m ² で、畑のほうの 3 筆の 14,486 m ² の合計の 21,807 m ² というふうな概要となっております。場所と期間等の詳細につきましては、お目通しください。以上になります。

○会長	事務局からの説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。1 番から 7 番については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって 1 番から 7 番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。次に 8 番について審議しますが、公平な審議とするため、○○推進委員は退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい 8 番になります。受け手の方が○○さん、1 名です。出し手の方が○○さんの 1 名です。場所につきましては、田代麓の畑が 1 筆となっております。地番、地目、期間等はお目通しください。面積は畑の 1 筆の 4, 183 m ² となっております。その他の詳細はお目通しください。以上になります。
○会長	事務局からの説明がありましたが、質疑ありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。8 番については原案のとおり承認することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって 8 番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。ここで○○推進委員の入席を認めます。次に、9 番から 19 番について事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では 28 ページになります。今回は受け手の方が 2 名です。○○さんと○○さんになります。出し手の方が○○さん、○○さん、○○さん、○○さん、○○さん、○○さん、○○さん、○○さんの 8 名となっております。場所につきましては全て田代川原にありまして、田が 4 筆で 4, 441 m ² と畑が 7 筆で 25, 672 m ² です。合計の 11 筆の 30, 113 m ² となっております。その他の地番、期間、金額等につきましては、お目通しください。以上になります。
○会長	事務局からの説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。9 番から 19 番については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって 9 番から 19 番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。次に 20 番について審議しますが、公正な審議をするため、○○推進委員は退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	では、28 ページの 20 番になります。今回受け手の方が 1 名で○○さんです。出し手の方も 1 名で○○さんとなっております。場所は田代麓に 1 筆で畑が 1

	筆の面積が 1,647 m ² となっております。地番、期間、金額等につきましては、お目通しください。以上です。
○会長	事務局からの説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。20 番については原案のとおり承認することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって 20 番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。ここで〇〇推進委員の入室を認めます。次に 21 番から 28 番について事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では 29 ページになります。21 番から 28 番の受け手の方は〇〇さんと〇〇さんと〇〇の 3 人となっております。出し手の方が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの 4 名となっております。場所は田代麓のほうの田が 3 筆の 6,493 m ² と田代麓の畑が 3 筆の 7,726 m ² の合計 6 筆、14,219 m ² です。田代川原のほうは畑のみで 2 筆の 6,323 m ² です。合計で田が 3 筆の 6,493 m ² と畑が 5 筆の 14,049 m ² の合計 8 筆の 20,542 m ² となっております。その他の詳細はお目通しください。以上です。
○会長	事務局からの説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。21 番から 28 番については原案のとおり承認することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって 21 番から 28 番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。次に 29 番について審議しますが、公正な審議とするため私は退席しますので、鳥越会長代理に議事の進行をお願いいたします。
○鳥越代理	それでは会長に代わって議事を進行いたします。29 番について事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では同じく 29 ページの 29 番です。受け手の方が〇〇さん 1 名です。出し手の方が〇〇さん 1 名です。場所は城元の畑が 1 筆の 3,152 m ² となっております。その他の詳細につきましては、お目通しください。以上です。
○鳥越代理	事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○鳥越代理	質疑なしと認めます。採決いたします。29 番については原案のとおり承認することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○鳥越代理	異議なしと認めます。したがって 29 番については原案のとおり承認することに決定いたします。ここで安水会長の入席を認めます。それでは以降の

	議事については会長に議事の進行をお願いいたします。
○会長	それでは以上で令和6年12月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局	それではですね皆さん1年間ありがとうございました。年が明けて3月には地域計画が策定されます。会務報告の中で23日ですね。この促進計画の役割分担をウェブ会議で永田と私、説明を受けまして、1月ぐらいからですね、この業務分担、役割をどういうふうにやっていくかお示しできると思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。今年もまだあと2週間ほどございますが、流行性の感染症にはくれぐれも気をつけて、穏やかな新年を迎えていただきたいと思います。それではこれもちまして令和6年12月錦江町農業委員会定例総会を閉会いたします。姿勢を正してください。一同礼。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

8 番

9 番

議事録調整者